

明石市
旧大久保清掃工場ほか解体工事

要求水準書

2024年（令和6年）12月

明 石 市

目次

第1章	基本的事項	1
第1節	共通事項	1
1	本工事の目的	1
2	本要求水準書について	1
3	疑義	1
4	変更	1
5	設計図書等の取扱い	1
第2節	工事概要	2
1	工事名	2
2	解体場所	2
3	敷地面積	2
4	立地条件	2
5	既存施設について	3
6	工事方式	3
7	業務範囲	3
8	工事期間	4
9	関係法令等の遵守	4
第3節	工事期間終了後の引渡条件	4
第4節	契約不適合責任	5
1	契約不適合責任	5
2	契約適合検査	5
3	契約適合検査要領書	5
4	契約適合確認の基準	5
5	契約不適合の改善・改修	5
第2章	各業務の基本的事項	6
第1節	各業務共通	6
第2節	設計業務	6
1	本工事に係る設計業務	6
2	解体設計	6
3	解体設計図書の提出	7
4	内訳書の作成	8
5	許認可申請	8
6	交付金申請図書等	8
7	図書の著作権	8
第3節	解体業務	8
1	解体業務の基本的な考え方	8
2	業務着手前の必要書類提出	8
3	施工体制台帳（下請業者台帳含む）の提出	8
4	施工	9
5	解体撤去工事中又は完了に際して提出する図書	10
第3章	解体撤去工事仕様	11
第1節	一般共通事項	11
1	事前調査	11
2	仮設工事	11
3	清掃・整頓	11
4	ばいじん等の飛散防止	11

5	汚水等の流出防止.....	11
6	廃棄物の適正処理.....	12
7	汚染物・有害物除去前の養生と仮囲い.....	12
8	特定建設作業に係る規制基準.....	12
9	その他の工事条件.....	12
10	周辺住民等に対する工事の周知.....	12
第2節	汚染物・有害物の除去.....	13
1	解体前の事前措置と除去.....	13
2	ダイオキシン類ばく露対策要綱の遵守.....	13
3	アスベスト関係マニュアル等の遵守.....	13
第3節	解体撤去工事.....	13
1	解体工法.....	13
2	障害物等撤去.....	13
3	機械装置・電気盤類解体.....	13
4	建築物解体.....	14
5	解体撤去及び搬出.....	14
6	発生材処分と再資源化.....	14
7	火災・爆発防止.....	14
第4節	環境モニタリング.....	14
1	汚染物のサンプリング調査.....	14
2	汚染物除去作業時及び解体作業時の作業環境等調査.....	14
3	汚染物除去後調査.....	14
4	洗浄処理水調査.....	14
5	標準砂による土壌調査.....	15
6	周辺環境調査.....	15
7	調査項目のまとめ.....	15

添付資料リスト

- 添付資料01 : 現況図及び現況測量結果
- ① 現況測量図
 - ② 工事範囲図
 - ③ 敷地境界範囲図
 - ④ 周辺概要図
 - ⑤ 工事用道路計画図
 - ⑥ 現有施設運営関連の車両・人動線迂回図
 - ⑦ 撤去図・排水迂回計画図
 - ⑧ 敷地全体図
- 添付資料02 : 地質調査結果
- ① 大久保清掃工場焼却炉新設に伴う地質調査結果〔昭和49年9月〕
 - ② 大久保清掃工場煙突建替え時の地質調査柱状図〔昭和61年6月〕
 - ③ 新大久保清掃工場建設に伴う地質調査〔平成5年9月〕 ※本工事範囲外
 - ④ 収集事業課事務所建設に伴う地質調査〔平成9年9月〕 ※本工事範囲外
 - ⑤ 大久保清掃工場敷地調査委託報告書〔平成4年9月〕 ※本工事範囲外
- 添付資料03 : 土壌汚染状況調査報告書
- ① 地歴調査報告書（本編及び巻末資料）
 - ② 土壌汚染状況調査報告書
- 添付資料04 : 既存インフラに関する資料
- ① 既存の雨水排水経路

- ② 既存の上水・下水の現況接続点
- ③ 既存井戸設備の位置・仕様・水質等
- ④ 既存調整池に係る雨水排水計画図〔調整池設置変更協議書より〕
- ⑤ 既存の上水給水経路及び想定迂回方針

添付資料05 : 既存施設図面

- ① 旧大久保清掃工場-建築工事_01-施工図
- ① 旧大久保清掃工場-建築工事_02-竣工図〔意匠〕
- ① 旧大久保清掃工場-建築工事_03-竣工図〔構造〕
- ① 旧大久保清掃工場-建築工事_04-竣工図〔設備〕
- ② 旧大久保清掃工場-プラント設備_01-完成仕様書
- ② 旧大久保清掃工場-プラント設備_02-完成図〔機械設備〕
- ② 旧大久保清掃工場-プラント設備_03-完成図〔電気計装設備〕
- ② 旧大久保清掃工場-プラント設備_04-完成図〔汚水処理設備〕
- ③ 旧大久保清掃工場-煙突等改修工事関係綴
- ④ 旧収集事業課-新築工事設計図
- ⑤ 旧収集事業課増築分-建築工事設計図
- ⑥ 新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_01-意匠図.....※解体対象範囲外
- ⑥ 新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_02-給排水衛生設備図.....※解体対象範囲外
- ⑥ 新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_03-建築電気設備図.....※解体対象範囲外
- ⑦ 破碎選別施設_01-平面図・断面図.....※解体対象範囲外
- ⑦ 破碎選別施設_02-建築電気図・建築設備図.....※解体対象範囲外
- ⑧ 現収集事業課-建築工事設計図.....※解体対象範囲外
- ⑨ 現収集車庫棟〔1・2〕-新築工事設計図.....※解体対象範囲外
- ⑩ 現収集車庫棟〔3・4〕・洗車場-増築工事設計図.....※解体対象範囲外
- ⑪ 現収集車庫棟〔5〕-増築工事設計図.....※解体対象範囲外
- ⑫ 現管理棟-建築工事竣工図・改修工事竣工図.....※解体対象範囲外
- ⑬ 第3次最終処分場竣工図〔電気設備〕.....※解体対象範囲外

添付資料06 : 解体工事に関する分析・試験業務報告書

- ① 旧大久保清掃工場等石綿分析業務報告書〔平成24年11月〕
- ② 旧ごみ処理施設等解体基本計画書に係る状況調査報告書〔令和2年3月〕
- ③ 旧炉内空調機フロン回収業務委託仕様書・回収処理証明書〔平成29年1月〕

【用語】

本要求水準書において特に記載がない場合は以下のとおりの意味である。

- 本市 : 明石市をいう。
- 本工事 : 明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事をいう。
- 本施設 : 本工事において解体する既存焼却施設（旧大久保清掃工場）及び旧収集事業課事務所、その他施設を総称していう。
- 提案書 : 要求水準書を基に参加申請者が市へ提出する本施設の解体工事に関する提案図書をいう。
- DB 方式 : Design（設計）、Build（建設）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
- 事業者 : 本市と本工事の工事請負契約を締結する選定事業者をいう。選定された参加申請者の構成企業で構成される。
- 参加申請者 : 本工事のプロポーザルに参加する企業若しくは企業グループをいう。
- 構成企業 : 参加申請者を構成する企業をいう。
- 代表企業 : 参加申請者を代表する企業をいう。
- 協力企業 : 構成企業のうち、代表企業以外の企業をいう。
- 建設 JV 等 : 本市と工事請負契約を締結する、共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、代表企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
- 工事請負契約 : 本工事のために、本市と建設 JV 等が締結する契約をいう。
- 設計施工監理
(モニタリング) : 事業者が実施する工事の実施状況についての本市が行う監理（モニタリング）をいう。

第1章 基本的事項

第1節 共通事項

1 本工事の目的

本工事は、民間事業者のノウハウ・施工技術を十分活用し、旧大久保清掃工場ほか解体工事を効率的に行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。なお、本工事完了後には本工事跡地で新ごみ処理施設の建設工事を予定している。また、本工事は環境省の循環型社会形成推進交付金事業として実施するものである。

2 本要求水準書について

本要求水準書は、明石市が発注する「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」について示している。

また、本工事の目的達成のために必要な業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設の解体工事を施工する民間事業者の提案及び責任において全て実施することを前提とするものである。ただし、解体工事を実施するにあたり、具体的な支障が生じることを想定しているわけではない。

3 疑義

事業者は、本要求水準書の内容を十分理解した上で、疑義のある場合は本市に照会し、本市の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて本市と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

4 変更

- (1) プロポーザル応募時の提案図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本要求水準書と適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において、本市の要求する水準を満足させる変更を行うものとする。また、変更箇所・内容については整理の上、施工計画書に反映するものとする。
- (2) 施工計画は原則として要求水準書及び提案図書によるものとする。施工計画完了後、計画書中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において改善・変更を行うこと。
- (3) 本工事の目的達成のために必要な業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設の解体工事を施工する民間事業者の提案及び責任において全て実施することを前提とするものであり、この場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、本市が示す内容に変更がある場合は、本市と事業者との間で協議を行う。
- (4) その他、変更の必要が生じた場合は、本市の定める契約条項によるものとする。

5 設計図書等の取扱い

- (1) 本市は事業者が作成した施工計画書等による施工が行われる前に、計画等が要求水準を満たしているかについて確認する。(承諾行為は伴わない。)
- (2) 本工事はDB方式により実施するものであり、事業者が自らのノウハウ・施工技術に基づく施工を行うべきものである。したがって、発注者による施工計画書等の確認後も、工事竣工までは設計の履行が完了していないものとする。

第2節 工事概要

1 工事名

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事

2 解体場所

兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか

3 敷地面積

約 1.568ha（工事範囲）

※上記は解体対象施設のある範囲であり、これ以外に使用可能な範囲もある。具体的には、添付資料 1 を参照すること。

- (1) 工事範囲内には十分な空地がない。したがって、現在稼働している焼却施設、破碎選別施設、最終処分場、収集事業課等の運営に支障のない範囲で、添付資料 1 に示す各所の空地を本市と協議の上、工事用地（現場事務所、工事関係車両駐車場、資材置場等）として使用することを可とする。さらに不足する分については、事業者にて敷地外にて確保すること。
- (2) 工事区画に当たっては、添付資料 1 に示す現有施設運営関連の車両・人動線が損なわれないように計画すること。既存動線のまま確保できない場合は、代替の動線を確保すること。

4 立地条件

(1) 地形・地質等

- ア 地形 : 添付資料 1 を参照すること。
- イ 地質 : 添付資料 2 を参照すること。

(2) 都市計画事項

- ア 都市計画区域区分 : 都市計画区域内・市街化調整区域
- イ 用途地域 : 指定なし
- ウ 特別用途地区 : 指定なし
- エ 防火地域 : 該当なし
- オ 高度地区 : 指定なし
- カ 高度利用地区 : 指定なし
- キ 臨港地区 : 指定なし
- ク 地区計画区域 : 指定なし
- ケ 景観地区 : 指定なし
- コ 風致地区 : 指定なし
- サ 歴史的風土特別保存地区 : 指定なし
- シ 緑地保全地域 : 指定なし
- ス 特別緑地保全地域 : 指定なし
- セ 緑化地域 : 指定なし
- ソ 建ぺい率 : 60%以下
- タ 容積率 : 200%以下
- チ 都市施設 : ごみ焼却場・ごみ処理場

(3) 工事車両の通行

ア 工事車両は、原則として添付資料 1 に示す工事用道路を通行し出入りすること。当該工事用道路は、NEXCO が施工したものでありクリーンセンター敷地との境界まで敷設されている。敷地内については既に簡易舗装されており、工事車両の通行が可能となっている。工事用車両の接触等により毀損、汚損した場合、必要な補修等（現況復旧（アスファルト舗装替え）、汚損時の清掃等）を事業者において行うこと。

イ 工事用道路とクリーンセンター敷地境界には NEXCO により門扉が設置されている。当該門扉の維持管理も事業者において行うこと。

ウ 工事車両の通行により既存施設の運営（車両の通行を含む）に支障のないように十分本市と調整を行うこと。

(4) 敷地周辺設備

工事に必要な電力・用水等は事業者の負担とする。工事の実施に必要な電力・電話等の架設引込工事は本工事に含むこと。地下水を使用する場合は、事業者にて鑿井すること。（既存の井戸設備を添付資料4に示すため参考のこと。）

5 既存施設について

既存施設の詳細については、添付資料5を参照すること。解体対象施設は、添付資料5に示す既存施設のうち、旧大久保清掃工場（焼却施設・排水処理施設・旧車庫棟）及び旧収集事業課事務所等である。

6 工事方式

本工事は、解体工事の設計・施工計画及び施工までを含むDB（Design Build）方式により実施するものである。

7 業務範囲

本工事は、本施設の解体工事、及び関係官庁への各種届出までを含めた旧大久保清掃工場ほか解体工事に係る一切の業務とする。（下記に示す「本市が行う業務」を除く）

(1) 事業者が行う業務

ア 事前調査等に関する業務

- ・電波障害調査
- ・近隣建築物調査
- ・解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査
- ・その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む）

イ 工事の施工に関する業務

- ・解体撤去工事（解体設計・施工計画を含む）
※解体に当たり必要な既存ユーティリティの迂回（収集事業課への給水、排水、雨水排水等を含む）や、既存の車両・人動線の迂回工事（転落防止柵など安全対策）を含む。
また、迂回工事が仮設の場合は、本工事竣工後に復旧を行うこと。ただし、復旧の内容については後続の明石市新ごみ処理施設整備・運営事業との調整・協議に拠る。
※解体物の運搬・処理・処分、スクラップ売却を含む。（スクラップ売却益は適切に集計し、工事費から控除すること。）
※撤去に当たり事前に必要な、既存施設内のダイオキシン類等の汚染物除去、アスベスト等の有害物除去を含む。（必要な足場等仮設、密閉養生、飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、除去汚染物の運搬・処理・処分、環境調査等を含む。）
※資源物及び備品等を含め、市が撤去した以外の残置物については、本工事で適正に撤去・処分すること。
- ・その他の工事（工事エリアに関する警備設備、工事に必要な電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事、その他必要な工事（電柱撤去にかかる経費を含む））

ウ その他の業務

- ・必要な関係官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- ・交付金申請など本市が行う関係官庁届出等の支援（経費負担も含む）
- ・本市が行う近隣住民対応の支援

(2) 本市が行う業務

ア 事前調査等に関する業務

- ・アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）
 - ・土壌汚染状況調査
- ※これらの調査結果は添付資料3・6を参照のこと。

イ 工事の施工に関する業務

- ・既存施設からの不要備品等の処理・処分
- ・電波障害対策工事
- ・事業者が行う工事施工の監理（モニタリング）

ウ その他の業務

- ・近隣住民対応
- ・必要な関係官庁届出等（交付金申請など本市が行うべきもの）

8 工事期間

工事期間は、次のとおりとする。

契約締結日の翌日から2027年（令和9年）12月28日まで（約30ヶ月間）

※工期短縮に関する提案により、最大で6ヶ月間工事期間を短縮する場合がある

9 関係法令等の遵守

- ① 事業実施に当たっては、下表に参考として示した法令等、及び本業務に関連する各種法令等を、事業者の責任において遵守すること。なお、工事期間中に各種法令等が改正された場合は、本市と協議により調整を行うものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 森林法 ● 河川法 ● 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 農地法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 建設業法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 水道法 ● 下水道法 ● 労働安全衛生法 ● 景観法 ● 民法 ● 商法 ● 工場立地法 ● 文化財保護法 ● 自然環境保全法 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 ● 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課） ● 石綿含有廃棄物等処理マニュアル ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法） ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ● 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 ● 石綿障害予防規則 ● 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（平成23年3月30日環廃産第110329004号） ● PCB使用電気機器の取扱いについて（経済産業省） ● 特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について（平成17年8月1日環管大050801003号） ● 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（平成17年3月30日環廃産発第050330010号） ● ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壌環境課） ● 土壌汚染対策法ガイドライン（環境省） ● 兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ● 兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 ● 兵庫県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 ● 兵庫県建設リサイクルガイドライン ● 明石市下水道条例 ● 日本産業規格（JIS） ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 ● 国土交通省建築物解体工事共通仕様書 ● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編） ● 鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針（案）・同解説（日本建築学会） ● その他諸法令・規則・通達、基準・規格等
---	---

第3節 工事期間終了後の引渡条件

工事竣工後、工事エリアを本市に正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、「第1章 第2節 7.業務範囲（1）事業者が行う業務」に示す「①事前調査等に関する業務」及び「②工事の施工に関する業務」のすべて及び「③その他の業務」の一部を完了し、契約書に規定する検査を受け、これに合格した時点とする。

第4節 契約不適合責任

工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、その不適合を担保すべき責任（以降、「契約不適合責任」という）が事業者にある。事業者はこの責任に基づき、不適合に対して事業者の負担にて速やかに改善または取替を行わなければならない。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に疑義が発生した場合、本市は事業者に対し契約不適合の改善を要求できる。

契約不適合責任の有無については、適時契約適合検査を行いその結果を基に判定する。

1 契約不適合責任

(1) 施工の契約不適合責任期間として、引渡後2年間とする。

(2) 故意または重大な過失により生じた契約不適合は、契約不適合責任期間を引渡しから10年間もしくは契約不適合を確認したときから5年間のいずれか短い期間とする。

2 契約適合検査

本市は疑義が生じた場合は、事業者に対し契約適合検査を行わせることができるものとする。事業者は本市と協議した上で、契約適合検査を実施しその結果を報告すること。契約適合検査にかかる費用は事業者の負担とする。契約適合検査による適合判定は、契約適合検査要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については事業者の責任において改善すること。

3 契約適合検査要領書

事業者は、あらかじめ「契約適合検査要領書」を本市に提出すること。

4 契約適合確認の基準

(1) 契約不適合責任期間における、契約適合確認の基本的考え方は、以下の通りとする。

ア 安全衛生上支障がある事態が発生した場合

イ 設計上、構造上・施工上の欠陥が発見された場合

(2) 契約不適合責任期間において、個々の判定基準については協議により決定とする。

5 契約不適合の改善・改修

(1) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合責任は、本市の指定する時期に事業者が無償で改善すること。改善にあたっては、改善要領書を提出し、確認を受けること。

(2) 契約不適合責任期間中の適合判定に要する経費は事業者の負担とする。また、契約不適合が改善しなかったことで発生した費用も事業者の負担とする。

第2章 各業務の基本的事項

第1節 各業務共通

- (1) 協議に提出する設計資料や各種工事関係図書においては本要求水準書やプロポーザル時の質疑回答書・提案図書を履行していることがわかる比較資料（履行確認書）を提出して、履行確認を行うこと。
- (2) 事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本市と十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 打合せ時に必要な資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。事業者は、設計や工事の状況について、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。
- (4) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市と協議し決定すること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (5) 打合せで提示する資料等は全て、本市も閲覧・編集できるクラウドサーバー（兵庫県採用「basepage」）に保存すること。また、本市（本市が発注予定の設計施工監理業務受託者を含む）が使用するクラウドサーバーのアカウントを事業者にて用意すること。必要なアカウント数及びクラウドサーバーのオプション機能導入については、本市と協議の上、決定すること。
- (6) 事業者は360°カメラを準備し、工事の進捗状況を撮影すること。

第2節 設計業務

1 本工事に係る設計業務

- (1) 事業者は関係法令等に基づき、工事の目的を完遂するために必要な調査を行い、設計業務（施工計画書の作成等）を実施すること。
- (2) 設計にあたっては、本節「2 解体設計」に示す図書に基づき履行すること。原則、変更は認めないが本市がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではない。
- (3) プロポーザル時に提出した提案内容をより技術的に向上させる提案、または費用対効果の優れている提案を設計変更として提示することは構わない。提案内容を下げるものや工事費を削減するのみの提案は原則として認めない。
- (4) 協議に提出する設計資料や各種工事関係図書においては本要求水準書やプロポーザル時の質疑回答書・提案図書を履行していることがわかる比較資料（履行確認書）を提出して、履行確認を行わなければならない。
- (5) 事業者は、「第1章 第2節 9 関係法令等の遵守」に示す関係法令等に基づき、設計業務を実施すること。
- (6) 事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本市と十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (7) 設計の打合せ時に必要な資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。事業者は、設計の状況について、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。
- (8) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市と協議し決定すること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (9) 設計業務に要する費用はすべて事業者負担とする。
- (10) 設計内容に関して周辺住民への説明会を行うときは本市の説明に同席するとともに説明資料の作成を行うこと。

2 解体設計

- (1) 事業者は、契約後、設計着手前に解体設計に関する工程表を本市に提出し、本市が要求した工事スケジュール等に適合していることの確認を受けること。その後、直ちに解体設計に着手するものとし、解体設計は、以下の図書に基づいて設計すること。なお、図書は以下の記載順に優先順位が高いものとする。

- ・質疑回答書
- ・本要求水準書
- ・プロポーザル応募時に提出した提案図書
- ・その他本市の指示するもの

(2) また、解体設計にあたって上記の図書の記載内容によりがたいものは、本市と協議するとともに、解体設計図書に記載すること。

3 解体設計図書の提出

事業者は解体設計完了後、解体設計図書として次のものを必要部数提出し、本市の確認を受けること。なお、図書の図版の大きさ、装丁、提出媒体は「完成図書」に準じたものとし、全て電子ファイル（PDF等）一式を提出すること。

- ・解体撤去工事設計図書（施工計画を含む）

書類名称	記載する内容
1) 工事概要説明書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事仕様書 (2) ごみ焼却施設除染計画 (3) アスベスト除去計画 (4) 解体撤去計画（解体方法・手順・使用重機等） (5) 工事種別明細・内訳書 (6) 単価表・単価見積書 他 (7) 搬出量調査書（汚染物、その他産業廃棄物、スクラップ等） (8) 工事工程表
2) 施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 組織表・連合体制表 (3) 安全衛生管理計画及び体制（安全衛生教育及び作業環境管理等） (4) 解体撤去工事施工計画 <ul style="list-style-type: none"> ① サンプルング、分析計画 ② 仮設防護計画（各レベル毎） ③ 汚染物除去作業計画 ④ 施設養生計画 ⑤ 粉じん防止計画 ⑥ 解体・搬出計画 (5) 汚染物、廃棄物運搬及び処理処分の方法 (6) 専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等） (7) 汚染物除去作業中におけるダイオキシン類・汚染物等分析結果報告 (8) その他指示するもの
3) 関係官庁申請図書等	<p>事業者は、適宜、下記の図書作成に必要な資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アスベスト除去に係る計画書、作業届 (2) 特定粉じん排出等作業実施届 (3) 分別解体等の計画 (4) 土壌汚染対策法に係る届出 (5) 関係官庁申請書資料 (6) その他本市が指示する図書
4) 解体作業計画の届出	<p>労働安全衛生法第 88 条及び労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 3 に定めるところにより、工事開始の日の 14 日前までに次の書類を添付して、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に対し、「解体作業の計画の届出」を行うこと。なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 (2) 解体等をしようとする廃棄物焼却施設等の概要を示す図面 具体的には、解体作業を行う廃棄物焼却施設、建設物の概要を示す図面（平面図、立面図、焼却炉本体、煙道設備、除じん設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備、廃熱ボイラー等の概要を示すもの） (3) 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 (4) 工法の概要を示す書面又は図面 (5) 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ① ダイオキシン類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面（汚染物除去処理工法、作業の概要、汚染物除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具の区分を決定した根拠等） ② 統括安全衛生管理体制を示す書面 ③ 特別教育等の労働衛生教育の実施計画 ④ 解体作業が行われる作業場における事前の空气中ダイオキシン類濃度測定結果 ⑤ 解体作業の対象設備における事前の汚染物サンプルング調査結果

4 内訳書の作成

事業者は、内訳書を作成すること。内訳書の作成にあたっては、作成に必要な根拠等（見積書、建設物価等）を記載した要領書を作成し、本市の確認を受けてから内訳書を作成すること。内訳書は、国の交付金申請、出来高確認、部分払いなどに使用する。

5 許認可申請

工事内容により関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合、事業者は自らの経費負担により速やかにその手続きを行い、本市に報告すること。また、工事範囲における本市が関係官庁への許認可申請、報告、届出、申請等を必要とする場合、事業者は書類作成及び申請等について協力し、その経費を負担すること。

6 交付金申請図書等

事業者は、各年度の本市が指示する日までに、以下の図書に関する資料を提出すること。

- (1) 交付金申請書関係図書
- (2) 実績報告書関係図書
- (3) 起債申請関係図書
- (4) その他指示する図書

7 図書の著作権

本市は事業者から提出された情報等については全面的に利用権を持ち、著作権の譲渡については制限を設け、著作者人格権についても、一定の制限を設けるものとする。また、知的財産権の権利の取得が必要なものは手続きを行うこと。

第3節 解体業務

1 解体業務の基本的な考え方

工事契約に定める期間内に本施設の解体撤去を行う。その際、特に以下の点について留意し、施工計画をたてること。

- (1) 関連法令を遵守するとともに、工事にかかる本市の施策等を理解し、工事を実施すること。
- (2) 工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- (3) 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めること。
- (4) 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民等に工事工程及び作業時間を開示すること。
- (5) 本工事に関連して、別途、本工事との取り合いがある部分の調整については、本工事の事業者が主として調整を行う。なお、調整により費用負担が生じた場合は、本工事の費用にて負担する。

2 業務着手前の必要書類提出

- (1) 事業者は業務に着手するときは、次の書類を提出すること。
 - ・ 建設業法関係写し
 - ・ 工事着手届
 - ・ 現場代理人届
 - ・ 監理技術者・主任技術者届
 - ・ 協力技術者届
 - ・ その他本市の指示するもの。
- (2) 解体工事に必要な各種申請書等の手続きを工事スケジュールに支障ないように実施し、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

3 施工体制台帳（下請業者台帳含む）の提出

- (1) 事業者は、該当工事の着工前に、該当業者を含む施工体制台帳（各下請業者、各職種別下請人名簿・一覧表等）を提出するものとする。なお、変更があった場合は、速やかに提出すること。事業者は、下請業者を選定する際、実績を重視してできる限り優良な業者を選定するとともに、下請業者に対し指導・助言・援助を行い、適切な施工に努めるものとする。
- (2) ダイオキシン類ばく露防止に係るサンプリング等ダイオキシン類分析業者、作業環境測定業者、廃棄物処理業者は関係法令で定められた有資格者を選定すること。

4 施工

(1) 施工にあたり基づく図書

- ア 質疑回答書
- イ 解体設計図書
- ウ 本要求水準書
- エ 提案図書
- オ その他本市の指示するもの。

(2) 現場管理

- ア 本工事には、現場代理人及び必要に応じて副現場代理人を配し、責任をもって工事を管理すること。現場代理人は、工事管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。
- イ 工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることが着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置する。工事現場において、常に清掃を行うこととし、材料、工具その他の整理を実施する。また、火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期しその対策を本市に報告する。
- ウ 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者又は監理技術者を配置し、建設業法に必要な資料等を提出する。契約上の監理技術者資格は、必要な資格者を必要な時期に配置すること。専任配置期間や専任配置義務緩和等については、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日改正）に基づき適切に対応すること。途中交代についても、同マニュアルに基づき適切に対応される範囲内で可とする。
- エ 資格を必要とする作業は、本市に資格者の証明の写しを事前に提出し、その者が施工しなければならない。
- オ 事業者は、着工に先立ち、近隣住民等との調整及び電波障害や近隣建築物の状態等の事前調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。なお、電波障害調査には、机上調査として、調査対象の電波種別の確認、及びそれらの電波について事業者が解体工事で使用すると想定するクレーン等が及ぼす影響の範囲確認を含むものとする。近隣建築物調査には、敷地内の市の施設（焼却施設・破碎選別施設、収集事業課事務所棟、管理棟等）を対象物件に含むものとする。
- カ 工事用地入口他、必要な個所に警備員を配置し部外者の立入について十分注意する。
- キ 資材搬入路、仮設事務所等については、本市と十分協議し確保すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- ク 通勤車両、資機材等の運搬車両は通行証を提示させ、安全運転の徹底を図ること。
- ケ 工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。特に、工事範囲と市収集車両の同線が錯綜する迂回工事時には交通誘導員を配置する等、安全対策を十分に施すこと。なお、安全管理計画書を作成し提出すること。
- コ 仮囲いは1.8mのガードフェンスとし、該当箇所は解体工事範囲と既存物撤去範囲の周囲とすること。

(3) 日報及び月報

事業者は、工事期間中の日報及び月報を作成し提出する。（工事関係車両台数の集計も含む）月報には、進捗率、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真（上空よりの写真を含む）を添付する。

(4) 復旧

- ア 事業者は、敷地内で稼働中の廃棄物処理施設及び関連施設の既存建物・既存工作物、地下埋設物並びに隣地等に支障を及ぼさないよう必要な保護又は安全対策を講ずるものとする。

また、解体撤去工事において除洗に伴い既存の道路舗装、雨水排水設備等の構造物を取り壊す場合には、それら構造物の復旧をするものとする。

イ 万一これらに損傷・汚染が生じた場合は、事業者の負担により速やかに復旧する。これに要した費用はすべて事業者の負担とする。また、工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合は、速やかに復旧等の処置を行うものとし、復旧について事業者が責を負う場合は事業者の負担とし、それ以外の家屋の復旧等については、本市と協議を行い決定する。なお、近隣住民等より苦情があった場合は、誠意をもって速やかに対応し、本市への報告を行うものとする。

ウ 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本市と協議の上、事業者の負担で速やかに復旧すること。

(5) 先行工事の着手

解体設計図書についてその一部を先行して市の確認を終えたときは、その範囲内に限り事業者の責任において工事を施工することが出来る。

(6) 保険

ア 事業者は、本工事に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害賠償保険、建設工事保険、労働災害保険に加入すること。

イ 必要に応じて、上記以外の保険にも加入すること。

(7) 折衝

工事施工に当たっては、事業者は事前に各所轄の官公署・会社等に連絡・折衝打合せの任にあたるものとする。

(8) 近隣対応

ア 事業者は、粉じん、騒音、振動、悪臭、排水、交通渋滞、光害、電波障害及びその他工事により周辺住民等に与える影響を、合理的な範囲で低減するよう努めること。

イ 工事の内容（施工方法及び工程計画等）は、近隣住民等及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知すること。

ウ 事業者が行う近隣対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告すること。

エ 工事により生じた影響に対する近隣住民等からの要望や苦情については、本市が直接的な窓口として対応する。必要に応じて対策を講じる必要がある場合、本市を支援すること。

また、影響の要因が事業者による工事によるものでないことが明らかな場合は、その因果関係を判断可能な調査報告書を作成の上、本市に報告すること。

5 解体撤去工事中又は完了に際して提出する図書

事業者は、解体撤去工事の途中及び完了に際して、次の内容の図書を提出すること。

書類名称	記載する内容
1) 汚染物質・ダイオキシン類等分析結果報告書	
2) 汚染物除去結果報告書	
3) 建設副産物に関する図書	(1) マニフェスト（産業廃棄物管理表）総括表 (2) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況（電子データ共） (3) 産業廃棄物処理委託契約書（写）、産業廃棄物収集運搬業許可証（写）
4) 関係官庁申請図書等	(1) アスベスト除去に係る解体工事完了報告書 (2) 再資源化完了報告書 (3) その他本市が指示する図書
5) 解体撤去工事完了報告書及び現況図（完了時点の現地状況を表したもの）	

第3章 解体撤去工事仕様

第1節 一般共通事項

1 事前調査

工事着手にあたり、既存施設、付着物、残置物等の確認を行うものとする。また、埋設の電線配管等が存在するため、その位置・利用状況等について調査し、その結果を市に報告して、解体撤去工事に支障がある場合は、その確認・措置方法の承諾を受けるものとする。

2 仮設工事

- (1) 解体施設毎に仮囲い及び防音シート又は防音パネル等を設置すること。ただし、解体工事に支障がある場合は、一時撤去しその後復旧等すること。
- (2) 工事に必要な用水は事業者負担とするが、地下水の使用も可とする。ただし、事業者にて鑿井することとし、運搬方法についても事業者負担とする。また、敷地内の未使用給水管（旧大久保清掃工場用配管）からの取出しを計画する場合、明石クリーンセンターのメーター2次側で子メーターを設置することは禁止されているため、メーターの1次側（敷地外）から別途引き込むこと。
- (3) 工事に必要な電力は事業者負担とし、配線その他一切の設備を設置して引込みを行うこと。
- (4) 場内から、ほこり等が発生しないように建物高さ等を配慮して散水等を行うこと。排水先は事前に検討し、周辺環境の保持に努めること。
- (5) 除染や粉塵防止に伴い発生する汚水は、汚水処理設備による処理または場外処分とする。
- (6) 工事に必要ながれき置場や仮設設備設置場所は、敷地内で不足する場合は必要に応じて敷地外に確保すること。
- (7) 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。

3 清掃・整頓

工事現場は常に整理・整頓し、竣工前には周辺の整地・清掃・後片付けを行うものとする。

4 ばいじん等の飛散防止

- (1) 汚染物除去を行う設備は、その全体を壁及び天井等（既存建屋の利用も可）により密閉養生・隔離すること。ただし、全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに密閉養生・隔離する等の飛散防止対策を実施すること。
- (2) 汚染物除去にあたっては、当該作業を行う場所の内部の空気は排気処理設備を設けた排風機により誘引するとともに、外部に対し減圧すること。なお、集じん装置の設置は、極力、周辺地域に騒音の影響を及ぼさない位置とし、周辺生活環境対策を徹底すること。
- (3) 汚染物除去作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。
- (4) 汚染物除去作業を行う場所からの排気処理の管理目標を設定し、モニタリングを行うこと。
- (5) 汚染物除去作業を行う場所からの排気処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

5 汚水等の流出防止

- (1) 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講ずること。作業場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備への移流等により速やかに排除すること。
- (2) 焼却施設の基礎部分及び周囲の床がコンクリート等の不浸透性材料でない場合は、周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、焼却施設の内部に溜まった汚水が施設外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。

- (3) 汚染物除去により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後湿潤利用又は放流等、適切に処分すること。
- (4) 汚染物除去により発生した廃棄物を搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理・最終処分をすることができる処理業者に委託すること。
- (5) 処理後の汚水は、循環利用を基本とするが、場外に排出する際には、排除基準に留意して下水道排除を基本とすること。

6 廃棄物の適正処理

- (1) 廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所にばいじん、燃えがら、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に適正に保管すること。
- (2) 廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。
- (3) 廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。
- (4) 廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行之、廃棄物の適正処理を実施すること。
- (5) 焼却施設から発生した廃棄物のうち、ばいじん、燃えがら及び汚泥については、特別管理産業廃棄物として扱うこと。ただし、特別管理産業廃棄物等でないことを確認した場合はこの限りではない。（ばいじん、燃えがら及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む産業廃棄物として取り扱うものとする。）

7 汚染物・有害物除去前の養生と仮囲い

ダイオキシン類で汚染されている設備やアスベスト等有害物質を含有する設備の除去作業及び解体・撤去前には、汚染物が飛散することのないように設備全体を完全目張りする等により養生すること。

8 特定建設作業に係る規制基準

工事にあたって、構造物の状況や工事現場周辺の環境条件を検討した上で騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続を行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。

9 その他の工事条件

- (1) 添付資料（地歴調査や旧施設図面等）で示している残存工作物・地中障害物の存在が確認された場合は、事業者の負担において適切に処分すること。予期せぬ大規模な工作物（抜杭工事が必要な杭等）や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。
- (2) 本工事に伴い発生する掘削土を場内再利用する場合、運搬・仮置きにあたっては、散水やシート掛け等により、土の飛散・流出対策を講ずること。
- (3) 本工事で発生した伐採木については、事業者の費用負担にて、処分するものとする。
- (4) 工事に際して、騒音・振動・粉じん、その他に配慮して周辺生活環境の保全に努めること。また、濁水についてもノッチタンクを設置する等により適切に処理すること。
- (5) 工事中の車両の出入りについて、周辺の一般道に対して迷惑とならないように配慮するものとし、特に場内が汚れており泥等を持ち出す恐れのある時は、場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講ずること。

10 周辺住民等に対する工事の周知

- (1) 事業者は、工事前、工事中及び工事完了後に周辺住民や通行者に対し、必要に応じて協力を求めるための広報等の措置を講ずること。
- (2) 工事施工計画や調査結果等に関する周辺住民への説明資料を作成するとともに、本市の指示により周辺住民への説明会に出席してその説明を行うこと。

第2節 汚染物・有害物の除去

1 解体前の事前措置と除去

- (1) 解体に先立ち、資源物及び備品等を含めて残置物については、本工事で適正に除去・撤去及び処分すること。また、ダイオキシン類や重金属類による汚染物・付着物の除染、アスベスト含有建材・資材の除去及び処理・処分、特別管理産業廃棄物の除去及び回収等の事前措置を行うこと。
- (2) ごみピット、灰ピットのごみや灰についてはクレーンで可能な範囲で除去、薬品やオイルタンクの油等の残留物は既設の設備により可能な範囲で除去している。ごみピットの残留ごみについては、市が処分を行うため、解体工事において取り出し、指定の場所（同敷地の明石クリーンセンターのごみピット）に搬送すること。薬品やオイルタンクの油等については、槽内に残留しているものは解体時に事業者の責任において撤去・処理・処分するものとする。
- (3) 事業者は、保温材・断熱材等についても、あらかじめ石綿等の使用の有無を目視により調査しその結果を記録する等、「石綿障害予防規則」等に従って必要な調査を行い、適切な処理方法を選定、作業計画を作成し、関連諸法令等を遵守して必要な届出を行うとともに選別保管しなければならない。
- (4) 本市にて事前に調査を行った結果については添付資料 6 に示すとおりである。その他事業者において漏れのないよう追加調査を行い、市へ報告すること。なお、事前に実施したアスベスト調査では特に確認が必要な代表点を選んで調査しており、カポスタック等の石綿含有の可能性が高い箇所については試料採取・分析を実施していない。解体着手前の詳細調査は事業者にて実施すること。

2 ダイオキシン類ばく露対策要綱の遵守

- (1) 廃棄物焼却施設の解体作業は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 592 条の 2 から第 592 条の 7 までの規定に基づき、労働者のダイオキシン類によるばく露防止が定められているとともに、労働安全衛生法第 88 条第 4 項に基づく計画の対象とされている。事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」基発第 401 号の 2 及び基発 0110 第 1 号に基づく解体作業におけるダイオキシン類ばく露防止を徹底すること。
- (2) 自主判断が難しい部分については労働基準監督署等所管官庁との協議を行い、労働者や周辺の安全を重視して工事を行うこと。

3 アスベスト関係マニュアル等の遵守

- (1) アスベストの処理やばく露防止対策については、環境省、国土交通省、厚生労働省等から示されている各種基準・指針や「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）令和 3 年 3 月」等のマニュアル等を遵守し、飛散防止やばく露防止を徹底すること。
- (2) 自主判断が難しい部分については労働基準監督署等所管官庁との協議を行い、労働者や周辺の安全を重視して工事を行うこと。

第3節 解体撤去工事

1 解体工法

解体は、手作業又は機械作業による分別解体を行う。ただし、ガス溶断による工法は避けること。やむを得ず溶断作業が必要となった場合は、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱等のマニュアルに記載されている適切な処置を講じること。

2 障害物等撤去

解体工事に支障のある電気・通信等の配管や配線の処理については、市と協議の上、必要な処置を施すこと。

3 機械装置・電気盤類解体

各施設の解体機器・電気設備の詳細は施設図面を参照の上、各施設の機械・ダクト・配管、電気盤及び配線等は、基礎も含めて解体の上、すべて撤去する。なお、施設図面と現状との相違については、プロポーザル応募に当たり事前に現地確認を行い確認しておくこと。

解体撤去物の外部搬出にあたっては、必要に応じて搬出口の設置又は既存扉又はシャッター等を通じて搬出可能な寸法まで内部で小割りを行う。

4 建築物解体

機械装置等の解体・撤去後の建築物等は、地下部分を含め全ての構造物を解体・撤去すること。また、撤去後の埋戻し材は健全土とする。現況 GL まで埋戻すこと。

5 解体撤去及び搬出

機械装置解体撤去及び外部搬出に支障となるプラント設備及び建築設備機器、配管・配線、建物構造物、床スラブや梁等を解体する場合は、構造上の安全を確認した上で施工すること。

6 発生材処分と再資源化

発生材については、事業者の責任においてすべて場外処分すること。産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条1項の許可を得た専門処理業者にて処分する。着工前にその許可書及び本工事に係る契約書の写しを提出し、マニフェストシステムにより処理状況を確認すること。

特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法に基づき現場で分別し、機械装置、ステンレス鋼、電線ケーブル類等の再資源化等を図ること。

7 火災・爆発防止

溶接や溶断作業を行う場合は、事前に残存可燃物の有無を確実に調査した上で作業を実施すること。溶接及び溶断に伴う火花等に対して可燃物等に引火することのないよう適切な防護措置を講ずること。

第4節 環境モニタリング

1 汚染物のサンプリング調査

添付資料6に示す以外の有害物・アスベスト等サンプリング追加調査及び廃棄物（堆積物・付着物等）の処分に必要な調査を実施し、その結果を市へ報告するとともにその調査結果に応じて工事計画を検討すること。

2 汚染物除去作業時及び解体作業時の作業環境等調査

- (1) 汚染物除去作業場について、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示46号）等に準じた方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定及び総粉じんの濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、解体作業中に少なくとも1回以上行うこと。
- (2) 汚染物除去作業中に、集じん設備の出口において基準を遵守するものとし、2回以上調査を行うこと。粉じんについては、デジタル粉じん計等により毎日、集じん設備出口の総粉じん量を測定し、大気中の推定ダイオキシン類の量を算出、記録すること。

3 汚染物除去後調査

焼却施設の焼却炉、ボイラー、電気集じん機、煙道、その他のダイオキシン類に汚染されている又はそのおそれのある機器は、除去後にサンプリング調査を実施して十分除去されたことを確認すること。

4 洗浄処理水調査

有害物除去工事期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合には、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に2回以上、排水口の水を採取分析すること。

5 標準砂による土壌調査

土壌については、除去工事による周辺環境への影響を確認するために工事着手前及び解体作業終了後に、敷地境界線付近4地点（例：東西南北）について、土壌のダイオキシン類及び重金属（第二種特定有害物質）（溶出量10項目、含有量9項目）の調査を行うこと。調査方法については、標準砂を設置する方法によることとする。

6 周辺環境調査

工事着手前及び作業終了後に、上記の土壌調査と同じ場所において大気中のダイオキシン類・アスベスト調査を1日間行うこと。

また、既存の採水井戸（3号井戸、合の本井戸、口無井戸）にて市が定期的実施している地下水調査の結果において本工事の影響が疑われる場合等、必要に応じて地下水モニタリングを行うこと。

7 調査項目のまとめ

以上の調査項目をまとめると次のとおりである。調査項目や検体数は、本表を参考とし、関係機関の指示がある場合は必要に応じて追加実施すること。

表1 環境調査実施項目（ごみ焼却施設の解体）

調査項目	工事前	工事中	工事後
付着物・堆積物のサンプリング追加調査 (>3ng-TEQ/kg)	付着物・堆積物ダイオキシン類調査 ※1	-	-
アスベスト調査	アスベスト含有量定性及び定量調査 ※4 ※5	-	-
汚染物除去作業中、解体作業中環境調査	-	作業場空気中のアスベスト粉じん濃度の測定 （管理区域内1点、除去前・除去中・除去後・解体中）	-
		作業場空気中のダイオキシン類及び総粉じん濃度の測定 （管理区域内1点、除去前・除去中・除去後・解体中）	
		汚染空気の集じん設備出口アスベスト粉じん濃度の監視 （1点/出口）	
		汚染空気の集じん設備出口ダイオキシン類濃度の監視 （1点/出口）	
		汚染空気の集じん設備出口総粉じん量の監視(デジタル粉じん計により、DXNs濃度を管理。) （1点/出口、毎日）	
汚染物除去後の解体物及び廃棄物調査	-	耐火材、コンクリート、堆積物、付着物等（ダイオキシン類、重金属8項目） ※3 （除去後）	-
洗浄処理水及び汚泥調査	-	洗浄処理水濃度(分析項目は放流先の排水基準に拠る) （除去中）	-
		汚泥濃度(ダイオキシン類、重金属8項目) （除去中）	
土壌調査	標準砂による敷地境界内4地点(平均)の土壌のダイオキシン類及び重金属(第二種特定有害物質、溶出量10項目、含有量9項目)調査 ※6	-	標準砂による敷地境界内4地点(平均)の土壌のダイオキシン類及び重金属(第二種特定有害物質、溶出量10項目、含有量9項目)調査 ※6
周辺環境調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査 ※5	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査 ※5 （除去中）	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査 ※5
		敷地内4地点の環境大気ダイオキシン類24時間連続1日間調査	敷地内4地点の環境大気ダイオキシン類24時間連続1日間調査 （除去中・解体中）
	-	工事範囲境界(正門付近)1地点の騒音・振動調査 （解体中※作業時間帯は連続測定）	-
	-	工事範囲境界4地点(東西南北)の粉じん調査 （解体中※作業時間帯は連続測定）	-

		なお、連続測定の管理基準値は、市との協議により決めること。	
	地下水調査 (必要に応じて)	地下水調査 (必要に応じて)	地下水調査 (必要に応じて)
血中濃度調査 (必要に応じて)	作業員血液中ダイオキシン類濃度調査	—	作業員血液中ダイオキシン類濃度調査

- ※1 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付基発0110第2号）」に基づく調査を示す。
 ※2 アスベスト粉じん濃度の測点は、作業場所毎の室面積が50㎡以下までは2点、350㎡までは3点とし、300㎡を超えるものは、100㎡を超える毎に1点を追加する。
 ※3 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令5号）」に基づく調査を示す。
 ※4 「石綿障害予防規則（抄）（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）」に基づく調査を示す。
 ※5 「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成7年7月18日兵庫県条例第28号）」に基づく調査を示す。
 ※6 標準砂による敷地内土壌ダイオキシン類と重金属類濃度は、工事前後が対比できること。

表2 環境調査実施項目（ごみ焼却施設以外の解体）

調査項目	工事前	工事中	工事後
アスベスト調査	アスベスト含有量定性及び定量調査 ※4 ※5	—	—
汚染物除去作業中、解体作業中環境調査	—	作業場空気中のアスベスト粉じん濃度の測定 (管理区域内1点、除去前・除去中・除去後・解体中) 汚染空気の集じん設備出口アスベスト粉じん濃度の監視 (1点/出口)	—
周辺環境調査	—	工事範囲境界4地点(東西南北)の粉じん調査 (解体中※作業時間帯は連続測定) なお、連続測定の管理基準値は、市との協議により決めること。	—